

皆様へ

【健康に働き生きるための、1年に一度の「こころの健康診断」】

ストレスチェックが始まります

ストレスチェック制度の理解と活用のために

ストレスチェック制度とは何ですか？

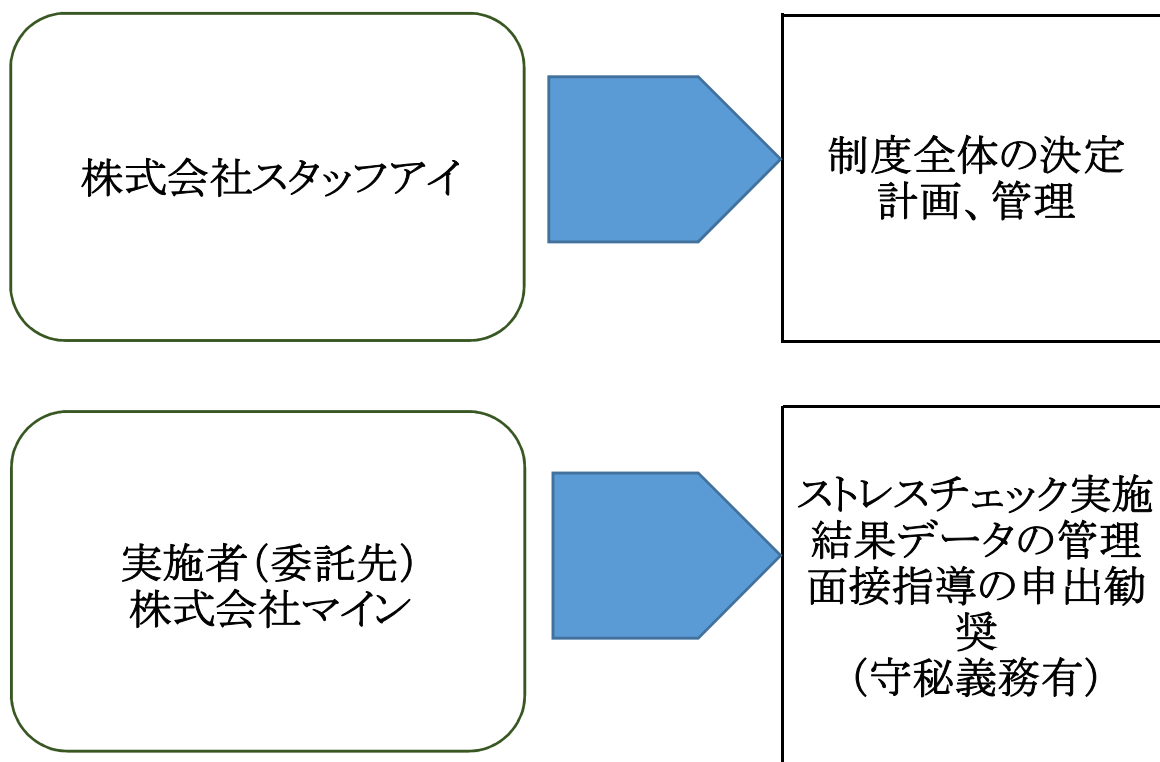
- 1. 「ストレスチェック制度」は法律で会社が実施を義務付けられたものです**
会社には、労働安全衛生法という法律に基づき皆様の健康や安全を守るさまざまな義務が課せられています。このストレスチェック制度はこの法律改正により2015年12月1日から導入が決定されました。
- 2. 「ストレスチェック制度」の第一の目的は皆様の健康維持です**
このストレスチェックの目的はチェックを受けた一人ひとりが自分のストレス状況に対する気づきを得て、ストレスによる心身の不調を予防し健康に働き続けることが出来、自分の生活や環境を調整するために役立てるためのものです。
- 3. チェックの個人結果は個人情報として守られます**
ストレスチェックの結果は個人情報として厳格に取り扱われ保護されます。体の健康診断の結果が会社に報告される事とは異なりストレスチェックの個人結果はご本人が特別に承諾しない限り、会社に報告されることはありません。
- 4. 集団分析として職場改善に役立てられます**
皆様のストレスチェックの結果を個人が特定出来ない様に集団分析を行い、職場のストレス状態を把握して改善に役立てることが出来ます。
従って、正確な職場状況の把握のためにも、皆様にもれなくチェックを受けていただくことが大切です。

そのチェックを受けると何がわかるのですか？

- 1. あなたの現在のストレス状態を統計的な基準に照らし合わせて評価します**
このストレスチェックに用いられる「職業性ストレス簡易調査票」は厚生労働省が推奨しているもので、全国の膨大な調査データをもとに開発された信頼性の高い調査票です。「職場のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート要因」の3領域で、あなたの回答状況が全体のどの程度のところに位置するかが数値やグラフでわかります。
- 2. リスクが高い状態にある方には「高ストレス状態」とお知らせします**
統計的にみて心身の不調に陥るリスクが高い状態があると評価される方は、「高ストレス状態」と結果に表示されます。ただし、これは「病気」かどうかを判別するものではありません。併せて生活改善のための情報も提供されます。このチェックの結果を足掛かりに、ご自身の仕事や生活の状況を振り返り、ストレスの緩和、改善に取り組むためにお役立て下さい。
- 3. さらに多角的な気づきや振り返りにつながる項目を加えています**
今回受けていただくチェックは委託する外部機関が上記に加え、更に「心の安定度」「ストレス感受性」「ストレス解消力」の3領域に関する項目を追加しています。ご自身のストレスへの対処の方法、反応タイプ等を振り返るための参考となる情報を得ることが出来ますので、生活改善、セルフマネジメントの向上に役立てられます。

どの様に実施されるのですか？

制度全体の決定、計画や管理はスタッフアイが行いますが、ストレスチェックの実施や結果の管理等の個人結果に触れる部分は委託先の(株)マインが実施者となり携わります。当社の場合、結果の全てを(株)マインが提供するシステムを利用して行います。チェックを受けた人に不利益が及ばない様、スタッフアイは実施には関われない仕組みとなっています。



以上